



## がっこう 学校がどうしてあるの、 どうしてがっこう 学校に行くの

### ほりつ き 法律で決められている

日本のがっこうは、ようちえんからはじまり、しょうがっこう、ちゅうがっこう、こうとうがっこう、だいがく、つづいていいます。これらの学校のうち、日本人は、だれでもしょうがっこうとちゅうがっこうに行く義務があるのです。がっこうに行くのは、ほりつ き 法律で決められているからなのです。

がっこうに行くことが、このようにほりつ さだめられているのは、しょうがっこうとちゅうがっこうだけです。ようちえんやこうこう、だいがくは、行っても行かなくてもいいのです。あなたの自由なのです。

おうちの方たちは、あなたが大きくなってから、きぼうのしごとについたり、よいしゅうにゅうを得ることができたり、にんげんせい ゆた ひと ねが じゅう ねが がっこう 学校へ行くことを助けてくれているのです。

### けんぽう ほりつ き 憲法や法律で決められていること

にほんこくけんぽう 日本国憲法では、こくみん 国民には、きょういく 教育を受ける権利がある、とうたっています。また、がっこうきょういく 学校教育法というほりつ 法律では、きょういく 教育のきかいきんとう 機会均等、ぎむきょういく 義務教育、9か年制、なんせい 男女共学、しゃかいきょういく 社会教育のじょうれい 奨励などのげんそく 原則をあげ、きょういくじょう さべつ きんし 教育上の差別を禁止しています。このように、だれもががっこう 学校できょういく 教育を受けられるように、いろいろなかほりつ 法律があるのです。（監修・田代 脩）

